

避難行動要支援者支援計画 Q&A

問1 申請するとどういった支援が受けられるのでしょうか。

答え 申請した情報を元に市が名簿及び支援プランを作成し、支援プランを本人に送付します。登録した情報は災害時に避難支援等関係者に共有され、スムーズな安否確認や避難支援に活用されます。

問2 申請はしなくてはならないのでしょうか。

答え 申請は任意ですが、名簿に登録することで、いざという時にスムーズな安否確認や避難支援等を受けられるようにするためのものです。安全・安心のためにも申請をお願いします。

問3 申請後、支援プランが送付されるのは、いつでしょうか。

答え 申請書受付期間内に申請をした人には、平成30年1月頃から順次、本人に支援プランを送付します。

問4 避難支援等関係者とはどのような人ですか。

答え 草加市民生委員・児童委員協議会、草加市社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加八潮消防組合、警察、自衛隊などです。

問5 個人情報の提供に同意とありますが、どういう意味でしょうか。

答え 申請書には、個人情報を記載する項目があります。この個人情報を提供することに同意した場合のみ、避難支援等関係者に提供し、平常時の見守り活動に活用します。ただし、避難支援等関係者以外の人に個人情報が提供されることはありません。

問6 個人情報の提供に同意した場合、登録した情報は平常時にどこに提供されますか。

答え 草加市民生委員・児童委員協議会、草加市社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加八潮消防組合に提供されます。

問7 申請を行いたいのですが、登録した情報は避難支援等関係者に提供されたくありません。

答え 個人情報を提供することに不同意と意思表示をしてください。そうした場合、平常時から登録した情報が避難支援等関係者に提供されることはありません。ただし、災害時には、災害対策基本法に基づき、必要な範囲で避難支援等関係者へ登録した情報が提供されます。

問8 申請をすれば助けてもらえるのでしょうか。

答え 草加市避難行動要支援者支援計画は、避難行動要支援者の救助を保証するものではありません。災害時には、まず自分で身の安全を確保すること、また、地域での支え合いが大変重要になってきます。避難行動要支援者が被災した場合、登録した情報を避難支援等関係者で共有し、警察や自衛隊などに速やかに情報提供します。

問9 避難行動要支援者に該当しません。申請をすることは可能でしょうか。

答え 草加市避難行動要支援者支援計画は、災害時に自力で避難することが困難な人を対象としているため、申請はできません。詳しくは福祉政策課へ問い合わせてください。

問10 避難行動要支援者に該当しますが、申請書が届いていません。どうしたらいいですか。

答え 該当するか確認のうえ、申請書を送付しますので、福祉政策課まで問い合わせてください。

問11 代理申請はできるのでしょうか。

答え 避難行動要支援者に該当する人が障がい、高齢などの理由により記入が困難な場合には、代理申請が可能です。代理申請者の署名欄がありますので記入をお願いします。

問12 申請書受付期間内に申請できません。期限を過ぎてしまいましたが、申請は可能でしょうか。

答え 申請書受付期間内に申請できない場合でも申請は可能ですので、申請の際は福祉政策課までその旨を連絡してください。

問13 以前登録の申請を行いました。再度、申請が必要ですか。

答え 平成29年8月に災害時要援護者支援計画が避難行動要支援者支援計画へ改訂されたことに伴い、名簿に記載する項目が増えましたので、以前登録の申請を行った人についても、お手数をお掛けしますが、再度、申請をお願いします。

問14 情報提供者になってほしいと言われましたが、何をのでしょうか。

答え 近隣で懇意にしている人を情報提供者といいます。情報提供者とは、災害時に草加八潮消防組合、警察、自衛隊などに避難行動要支援者の情報を提供する人のことです。災害時に連絡が来る場合があります。

問い合わせは1面参照